

連合奈良ユニオン規約

前文

私たちは、日本国憲法、労働基準法、労働組合法等が提唱する理念を実現し、そして、自由にして民主的な労働運動の伝統を継承し、自由、平等、公正で平和な社会を建設するため、1989年に日本労働組合総連合会（連合）を結成し、同じく、奈良県内においては、日本労働組合総連合会奈良県連合会（連合奈良）を結成した。

私たちは、すべての産業・企業に働く者が、業種・職種の違い、規模の大小を越えて、日本国憲法、労働基準法、労働組合法等が規定する、働く者の基本的な権利、連合が目指すゆとり、豊かさ、社会的公正、そして何より、人としての尊厳をそれぞれの職場において自らのものとするため、ここに連合奈良ユニオンを結成する。

この前文で提唱する理念・目的について、連合奈良ユニオンがそれを実現できる労働組合となるため、連合の進路と綱領、基本目標を踏まえ、ここに連合奈良ユニオン規約を以下の通り規定する。

第1章 総則

第1条 労働組合の名称及び所在地

本労働組合は、連合奈良ユニオンと称し（以下組合という）、本部事務所を奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良2階 連合奈良事務所内におく。

第2条 目的

組合は団結と相互扶助を基本に組合員の労働条件を維持改善し、組合員の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とし、これを達成するため諸活動を行う。

第3条 組合の事業

組合は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の経済的地位向上に関すること
- (3) 組合員の福利厚生を増進と文化的地位向上に関すること
- (4) 目的を達成するために必要な団体交渉、争議行動に関すること
- (5) 労働協約、労使協定の締結及び改定に関すること
- (6) 同一目的を有する団体、労働組合との協力、提携に関すること
- (7) 未組織労働者の労使紛争支援に関すること
- (8) 未組織労働者の各種労働問題に対する相談事業に関すること
- (9) その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員

第4条 組合の構成及び組合員の範囲

(1) 組合は組合が承認した、産業別全国組織として直ちに整理されない産業・業種協議会、単位労働組合、単一労働組合及び組合に加入することを希望する労働者（雇用形態を問わない）（以下「個別労働者」という）によって組織・構成される。

ただし、組合は、その主体が労働組合法第3条の規定する労働者であることを逸脱しない限り、知識人、特殊技能者、失業者の組合加入を承認することができる。

(2) 組合は雇用形態にかかわらず組合員とする。

(3) 組合を組織・構成する単位組合は、組合員の範囲について使用者と労働協約を締結するとき、本条各項規定の趣旨を最大限尊重し協約を締結するよう努力しなければならない。

第5条 組合員の範囲

組合は、労働組合法第2条第1項第1号の規定する「役員」、「雇用・解雇・昇進又は異動に関して直接の権限をもつ監督的地位にある労働者」、「使用者と労働関係について計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接低触する監督的地位にある労働者」、「使用者の利益を代表する労働者」は組合員対象外とする。

第6条 組合員の権利

何人も、いかなる場合においても、人種、国籍、宗教、性別、門地、又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

組合員は平等に次の権利を有する。

(1) 本規約に基づき、全ての問題に関与し均等の取り扱いを受ける権利

(2) 組合役員その他の代表に選挙され、又は選挙する権利

(3) 本規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利

(4) 組合役員及び機関の活動報告を求め、又は批判し解任を請求する権利

(5) 懲戒処分について弁明し得る権利

(6) 組合員を組織・構成する単位組合、単一組合の組合員が、本条各号規定の組合員の権利を行使する場合、所属する単位組合、単一組合の規約に基づき権利行使しなければならない。

第7条 組合員の義務

組合員は、平等に次の義務を負う。

(1) 規約及び総会の決議に従い、機関の統制に服する義務

(2) 組合費を納める義務

(3) 規約及び機関で決定したその他賦課金を納める義務

(4) 規約に基づく各会議に出席する義務

(5) 組合の機密を守る（漏洩しない）義務

第8条 加盟・加入

組合への加盟・加入は、次の手続きによる。

(1) 単位組合及び単一組合が、組合に団体として加盟する場合は、組合の規約、活動方針等を充分理解、認識したうえ、単位組合及び単一組合の規約に基づく大会決議により加盟について決したのち、

組合所定の加盟申請書により加盟申請を行い、組合の承認を経て加盟することができる。

なお、単位組合及び単一組合が、組合に団体として加盟する場合は組合所定の申請用紙に加え必要に応じ関連書類を提出しなければならない。

(2) 個別労働者が、組合に個人として加入する場合は、組合の規約・活動方針等を十分に理解・認識した上、組合所定の加入申請を行い、組合の承認を経て加入することができる。

なお、個別労働者が組合に個人として加入する場合は、組合所定の加入申請書に加え必要に応じ関連書類を提出しなければならない。

(3) 上記(1)(2)の団体、個人加盟において、既存の連合加盟産別・単組組合員の二重加盟は原則、認めない。また連合加盟単組の当該企業で働く非組合員、組合未加入者の場合においては、当該単組との調整を行い了承されれば加入することができる。

(3) 当条第1項及び第2項にて組合に加盟した場合、その所在地により、連合奈良ユニオン支部に加盟する。

第9条 脱退単位組合、単一組合、及び個別加入の組合員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 単位組合、単一組合が脱退届けを提出し、執行委員会にて承認されたとき
- (2) 個別加入する労働者から脱退届けが提出され、承認されたとき
- (3) 組合が除名したとき

第10条 脱退手続き

単位組合、単一組合及び個別加入する組合員が組合を脱退する場合は、組合所定の脱退届けに必要事項を記載、提出し、執行委員会の承認を得なければならない。この場合、脱退後単位組合、単一組合及び個別加入組合員は、組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返還しない。

ただし、単位組合、単一組合及び個別加入組合員が組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

第3章 機関

第11条 組合の機関

組合に次の機関を設置する。

- (1) 議決機関
 - ① 定期大会
 - ② 臨時大会
- (2) 執行機関
 - ① 執行委員会
- (3) 監査機関
 - ① 会計監査

第4章 議決機関

第12条 大会

大会は、組合の最高議決機関であって、組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員によって構成する。

なお、大会代議員の選出方法及びその基準については、本規約第18条に規定のとおりであり、その方法・基準に従い選出しなければならない。

第13条 定期大会の開催及び開催時期

定期大会は、毎年1回、2月に開催することとし執行委員長がこれを招集する。

第14条 臨時大会

臨時大会は、次の場合14日以内に開催することとし、執行委員長がこれを招集する。

- (1) 執行委員長が必要と認めたとき
- (2) 組合員の3分の1以上の連署によって執行委員会に臨時大会招集の要求があり、かつ、その招集理由が明らかなき

第15条 大会及び臨時大会の告示

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から10日以上前までにこれを告示しなければならない。また、臨時大会については、臨時大会の日時、場所、議題等は、本規則第15条の規定により、臨時大会開催の必要が認められた14日以内に告示しなければならない。

ただし、執行委員会が緊急に招集しなければならない必要性を認めた場合は、この限りではない。

第16条 大会の決議事項

大会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 要綱及び規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 組合が団体として行う労働協約並びに労使協定の締結並びに改正、期間の延長
- (5) 組合が団体全体として行う同盟罷業、その他争議行為の開始と終結
- (6) 闘争資金の積み立て及び使用
- (7) 役員を選任及び解任
- (8) 組合の統合及び解散
- (9) その他、以上の事項に準ずる重要な事項

第17条 大会成立の定足数、議決数

大会成立の定足数は、代議員総数3分の2とし、議決事項は、出席者の過半数をもって決議する。

第18条 代議員の選出

- (1) 個人組合員は直接無記名投票により 5 名中 1 名を代議員に選出する。
- (2) 団体加盟の組合では組合員 5 名につき 1 名の代議員を割り当て、端数は 1 名とする。

第 19 条 傍聴

傍聴者数の人数は大会毎に決定するが、個人組合員を優先する。

第 20 条 大会議長の選出

大会の議長は、大会開始時に大会の議決によって選出する。

第 5 章 執行機関

第 21 条 執行委員会

執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第 22 条 執行委員会の構成

執行委員会は、執行委員長、事務局長、会計及び執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

なお、執行委員会の定数は、本規約第 4 章第 24 条に規定するとおりとする。

第 23 条 執行委員会の定足数及び議決数

執行委員会は、執行委員総数の 3 分の 2 の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第 6 章 役員

第 24 条 役員構成

本組合に、次の役員を設置する。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 執行委員 若干名
- (7) 会計監査 2 名

第 25 条 役員の任期

役員の任期は、1 年とし再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合は、原則として補充選挙を行うこととし、この場合の後任者の任期は、前任者の在任期間残余とする。

第 26 条 役員の解任

役員が任務を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会又は臨時大会において出席者の 3

分の2以上の賛成により解任することができる。

第7章 選挙

第27条 選挙管理委員会の設置

役員選挙にあたって、選挙管理委員会を設置する。又選挙管理委員会のうち1名の選挙管理委員長を選任する。

なお、選挙管理委員会は、役員選挙に関する全ての権限を有し、また、責任を負担し、その権限と責任に基づいて一切の事務を行うこととする。

第28条 投票

各役員の投票は、代議員の直接無記名投票によって選出する。

ただし、対立候補なき場合は信任投票とする。

第8章 会計

第29条 経費

組合の経費は、組合費、臨時組合費、寄付金、交付金、及びその他の収入をもってあてる。

第30条 組合費

組合費は、個別労働者は1ヵ月1,000円とする。

ただし、賃金月額により、軽減・免除することができる。

第31条 会計年度

本組合の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

第32条 会計監査

全ての財源及び使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告は、組合から委嘱された会計監査人の証明書を付して、少なくとも毎年1回組合員に公表しなければならない。

なお、組合員から請求があり執行委員会が必要と認めた場合は、会計帳簿を公表する。

第9章 争議

第33条 同盟罷業

同盟罷業権の行使は、単位組合及び単一組合が労働組合法の手続きを経て開始する。

ただし、単位組合及び単一組合が行う同盟罷業を組合が支援する場合は、執行委員会の決議に基づかなければならない。

第34条 闘争委員会の設置

執行委員会は、必要に応じて闘争委員会を設置することができる。

第35条 同盟罷業以外の争議行動

争議行動は、単位組合及び単一組合それぞれの手続きにより開始する。

ただし、単位組合、単一組合及び個別労働者の争議行動を組合が支援する場合は、執行委員会の決議により行うことができる。

第10章 賞罰

第36条 懲戒・除名

(1) 組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の決議により制裁を加えることができる。

- ①組合の規約又は議決に違反した者
- ②組合の統制を乱し、又は運営を妨げた者
- ③組合の名誉を毀損した者
- ④組合員としての業務を怠った者
- ⑤その他、各号に準ずる不適当な行為のあった者

(2) 個別労働者が、正当な理由なく組合費を3ヵ月以上遅延した場合、その労働者は、大会の決議によることなく組合を脱退したものとみなされる。

なお、脱退したとみなされた個別労働者は、当然に組合の組合員としての権利を失い、また、義務負担も消滅される。

第37条 懲戒の種類

懲戒の種類は、戒告、権利停止及び除名とする。

第38条 懲戒の議決

前条規定の懲戒は、戒告、権利停止については大会出席者の過半数をもって、また、除名については、大会出席者の3分の2の賛成をもって決定する。

第39条 表彰

組合に特別貢献のあった者、および永年役員を表彰する。

なお、表彰基準は、連合奈良表彰規定を準用する。

ただし、連合奈良事務局からの役員は、表彰の対象としない。

第11章 団体交渉・労働協約・労使協定

第40条 団体交渉

組合は、当然に単位組合、単一組合および個別労働者の団体交渉に参加することができる。

る。組合の参加した団体交渉の協議事項については、組合の承認がなければ使用者と労働協約、労使協定を締結することができない。

なお、単位組合、単一組合及び個別労働者は、組合に団体交渉の参加を求めることができる。

第41条 代表執行権の委任

組合が前条の規定により単位組合、単一組合及び個別労働者の団体交渉に参加した場合は、その団体交渉の協議事項について使用者と労働協約、労使協定等を締結する場合、その団体交渉に参加した副執行委員長、事務局長については、執行委員長の代理代表執行権限者として労働協約、労使協定を締結することができる。

第12章 解散

第42条 組合の解散

組合は、組合員又は本規約第18条の手続きによって選出された代議員の4分の3以上の多数による大会の決議にて解散する。

なお、組合が解散するときの残余財産は、全て連合奈良に寄付することとする。

第13章 規約の改廃

第43条 規約の改廃

本規約は、本規約第18条の手続きによって選出された代議員の過半数の決議にて改廃することができる。

附則

本規約は、2008年2月21日より発効する。